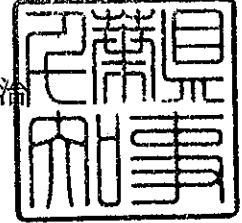


政法 第316号
令和3年4月1日

公益財団法人八千代市地域振興財団
代表理事 杉山 智 様

千葉県知事 鈴木 栄治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和3年4月1日 から 令和6年9月17日 まで